

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興交付金交付規程

平成 24 年 4 月 1 日
規 程 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する市町村振興交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町村振興交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって岩手県が協会に交付する岩手県交付金を財源とする。

(市町村への配分基準)

第 3 条 市町村振興交付金の市町村への配分については、協会が客観的な指標等により、別に定める配分基準によって行う。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町村振興交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、市町村振興交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第 6 条 市町村振興交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町村交付金に編入するものとする。

(市町村の事業計画書の提出)

第 7 条 市町村振興交付金の交付を受ける市町村は、事業計画書を協会に提出するものとする。

(市町村の事業報告)

第 8 条 市町村振興交付金の交付を受けた市町村は、その用途について別に定める事業報告書により協会に報告するものとする。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別紙

市町村振興交付金の市町村への配分基準

公益財団法人岩手県市町村振興協会市町村振興交付金交付規程（以下「交付規程」という。）
第3条に基づき、市町村への配分基準は下記のとおりである。

記

- 1 均等割 30%
- 2 人口割 70%